

# 税務署からの お知らせ

～確定申告は正しくお早めに～

2月16日(火)

～3月15日(月)

### ○確定申告が必要な方

- ・給与の年収が2,000万円を超える方
- ・給与所得の他に20万円以上の所得のある方
- ・給与を2か所以上から受けている方
- ・事業所得や不動産所得などの所得金額が、所得税の各種控除の合計を超える方
- ・平成21年中に中途退職して、年末調整を受けず、その後に他の所得のない方など

### ○小田原税務署に申告書作成会場の開設

2月16日(火)～3月15日(月)

※土・日を除きます。

午前8時30分～12時15分、午後1時～5時

(内容)確定申告書の作成のアドバイスと申告書の提出

※2月21日(日)、28日(日)は業務を行います。  
※混雑の状況などにより、受付を早めに終了することもあります。

※電話による相談は受け付けていません。

### ○休日などに申告書を提出する場合

- ①休日に申告書を提出する場合、小田原税務署正面脇の「時間外収受箱」にご投函ください。
- ②申告書は、郵送で税務署へ提出することもできます。控えが必要な方は、宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

小田原税務署

(〒250-8511 小田原市荻窪 400)

### ▼町役場税務課でも申告書を受け付けます。

2月16日(火)～3月12日(金)

※土、日は除きます。

詳細は2月1日お知らせ号をご覧ください。

### ○納税は便利な振替で

所得税・消費税・地方消費税の納税は、安全便利で確実な振替納税をご利用ください。金融機関、郵便局または税務署に「預貯金口座振替依頼書」を3月15日(火)までに提出してください。

「預貯金口座振替依頼書」は、小田原税務署、町役場税務課窓口にあります。

### ○国税庁ホームページ(HP)での電子申告が可能に!

国税庁ホームページでは、「所得税の確定申告書作成コーナー」があり、所得税の確定申告書が作成できます。その申告書は、e-TAXにより電子申告するか、印刷して税務署に提出することができます。

国税庁HPアドレス <http://www.nta.go.jp>

### 【問合せ】小田原税務署 ☎(35) 4511

- ・所得税(譲渡所得)は、  
資産課税部門  
(内線)461、462
- ・所得税(上記以外)は、  
個人課税部門  
(内線)411、412

# 平成22年度 町県民税の税制改正

税制改正により、次の3つの内容が主に改正、追加されました。なお、いずれも平成22年度分の町県民税から対象となります。

## 1 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の創設

平成21年から平成25年までに住宅を取得、あわせに入居した方で、所得税の住宅ローン特別控除で所得税から控除しきれなかった額を、翌年度分の町県民税から控除するという制度が創設されました。

### 【対象となる方】

平成21年1月1日から平成25年12月31日までに新築または増改築して入居した方

### 【控除額】

以下のいずれかで小さい額が翌年度の町県民税の所得割額から控除されます。

- 1 所得税の住宅ローン特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額
- 2 所得税の課税総所得金額等の額に、5%を乗じて得た額(最高97,500円)

【控除適用期間】  
10年間(所得税の住宅ローン特別控除の適用を受けている期間)

【手続の方法など】  
1年目は、税務署で所得税の住宅ローン特別控除の確定申告を行

宅ローン特別控除の確定申告を行

つてください。

2年目以降は、給与所得のみで年末調整による住宅ローン控除の申告が済んでいる場合で、勤務先から給与支払報告書が提出されているときは手続や申告が必要ありません。

ただし、年末調整が済んでいない方や、給与所得以外の所得がある方などは、税務署で確定申告を行ってください。

税源移譲に伴う住宅借入金等特別控除(平成11年から平成18年までに入居した方)も引き続き実施いたします。手続きの方法は右記と同様で、給与所得のみで年末調整による住宅ローンの申告をしている方は、町役場での申告が必要となりませんでした。ただし、年末調整が済んでいない方や、給与所得以外の所得がある方などは、税務署で確定申告を行う必要がありますのでご注意ください。

## 2 上場株式等の配当と譲渡益に対する軽減税率の特例の延長

平成21年1月1日から、上場株式等の配当所得に対する税率は、所得100万円未満の部分については軽減税率3%(町県民税1.8%、県民税1.2%)が適用され、所得100万円以上の部分については本則税率5%(町県民税3%、県民税2%)の適用でしたが、所得制限を設けることなく、次のように改正されました。

### ■改正前

年	20年	21年	22年	23年から
税率	10% (町県民税3% 所得税7%)	【原則】 20% (町県民税5% 所得税15%)	【特例措置】 上場株式等の配当 (100万円以下の部分) 上場株式等の譲渡益 (500万円以下の部分) 10% (町県民税3% 所得税7%)	20% (町県民税5% 所得税15%)

### 改正

### ■改正後

年	20年	21年	22年	23年	24年から
税率	10% (町県民税3%、所得税7%)				20% (町県民税5% 所得税15%)

【税率】  
町県民税3%  
(町県民税1.8%・県民税1.2%)  
【適用期間】  
平成21年1月1日から平成23年12月31日まで(町県民税は、平成22年度分から平成24年度分まで)

## 3 土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設

個人が、平成21年と平成22年中に取得した土地を所有期間が5年を超えて譲渡した場合に、その譲渡所得の金額から1,000万円を限度に特別控除を適用します。

※ 譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超える土地等が対象となるため、平成27年以降の譲渡が適用対象となり、町県民税の課税に影響するのは平成28年度以降となります。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得課税の特例は5年延長され、平成25年12月31日まで適用となります。

また、短期所有土地を譲渡等した場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例も5年延長され平成25年12月31日まで適用となります。

【問合せ】 税務課町民税係 ☎(83) 1224